

## 大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第486号）

〔府道美原太子線立体交差化事業関係文書不存在非公開決定審査請求事案ほか7件〕

（答申日：令和8年2月26日）

### 第一 審査会の結論

大阪府富田林土木事務所長が行った不存在による非公開決定及び部分公開決定は、番号6、番号8の決定を除き、いずれも妥当である。

番号6、番号8の審査請求は、却下すべきである。

### 第二 審査請求に至る経過

- 1 別表1「公開請求日」欄記載の日付で、審査請求人は、大阪府知事に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、同表「公開請求の内容」欄記載の内容についての行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）を行った。
- 2 府土木事務所長等の職にある職員に権限を委任する規則（昭和35年大阪府規則第21号）第11条の規定により大阪府知事の情報公開に関する権限を委任された大阪府富田林土木事務所長（以下「実施機関」という。）は、番号1の公開請求について、行政文書公開請求書の記載内容では公開請求に係る行政文書の特定ができなため、公開を求める行政文書を具体的に記載し、又は例を挙げるよう、令和5年8月4日付で審査請求人に対し補正を求めたところ、同月9日付で補正書が提出された。
- 3 別表1「決定日」欄記載の日付で、実施機関は、条例第13条第1項又は第2項の規定により、同表「決定の内容等」欄記載の決定を行い、部分公開決定をした公開請求については同欄記載の「公開しないこととした理由」を、不存在による非公開決定をした公開請求については同欄記載の「公開請求に係る行政文書を管理していない理由」を付して、審査請求人に通知した。
- 4 別表1「審査請求日」欄記載の日付で、審査請求人は、これらの決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第2条の規定により、大阪府知事（以下「諮問実施機関」という。）に対しそれぞれ審査請求を行った。

当審査会は、いずれの審査請求も、同一請求者が行った府道美原太子線立体交差化事業に関する行政文書についての公開請求に対し同一室・課(所)等が行った決定に係るものであることから、一括して審議することとした。

### 第三 審査請求の趣旨

別表2「審査請求の趣旨」欄記載のとおり

### 第四 審査請求人の主張要旨

おおむね別表2「審査請求人の主張要旨」欄記載のとおり

## 第五 実施機関の主張要旨

おおむね別表3「実施機関の主張要旨」欄記載のとおり

## 第六 諮問実施機関の主張要旨

おおむね別表3「諮問実施機関の主張要旨」欄記載のとおり

## 第七 審査会の判断

### 1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

### 2 実施機関の決定に係る具体的な判断及びその理由について

#### (1) 番号1、番号2、番号3、番号4、番号7の決定

番号1、番号2、番号3、番号4、番号7の決定に対する審査請求人の主張の大半は、別表2のとおり、行政や鉄道事業者の対応や工事についての意見表明や要望であり、決定についての主張は「的確確実な情報の公開を求める」、「条例に照らし合わせ正しく行政文書の公開をされるべき」、「(決定の内容は)知る権利の冒涇」などと抽象的であって、決定の違法性や不当性を具体的に指摘するものではない。

一方、実施機関の主張は、別表3のとおり、「府は施工主体ではなく、対象文書は府に提出されていない(まだ提出されていない)」、公開しないことと決定した部分は「個人の氏名・連絡先・印影で、条例第9条第1号に該当する」あるいは「企業代表者の印影で、条例第8条第1項第1号に該当する」などと不合理、不自然な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

以上のことからすると、番号1、番号2、番号3、番号4、番号7の決定は、いずれも妥当である。

#### (2) 番号5の決定

番号5の決定は、道路使用許可申請書への裏書(警察署長が行う許可についての道路管理者の意見を申請書裏面に記載すること)についての起案文書を対象文書として特定し、条例第8条第1項第1号及び第9条第1号に該当するとして、「個人の氏名・連絡先、個人の印影」を除き、部分公開決定をしたものである。

当審査会において対象文書を確認したところ、「個人の印影」は使用許可申請に係る道路の沿線町会(長)の印影であった。したがって、実施機関は、部分公開決定通知書の「公開しないことと決定した部分」欄には「個人の印影」ではなく「団体の印影」と記載し、「公開しない理由」欄には適用条項(条例第8条第1項第1号)に加え、公開しない理由を客観的に理解できるように記載すべきであった。

もっとも、法人その他の団体の印影も、公開することにより偽造のおそれ等があり当該団体の正当な利益が害されると認められるものとして、公開しないことができることから(条例解

積運用基準第8条第1項第1号関係)、この印影を公開しないこととした実施機関の判断に違法・不当なところはない。

他方、「個人の氏名・連絡先」は、条例第9条第1号に該当することは明らかである。

以上のことからすると、番号5の決定は妥当である。

### 3 番号6、番号8の審査請求の適法性について

行審法第2条は、不服申立資格について「行政庁の処分に不服がある者」と定めているところ、番号6、番号8の決定に対する審査請求人の主張は別表2のとおりであり、決定に不服を申し立てるものではない。

したがって、番号6、番号8の審査請求は不服申立資格を満たさず不適法であり、行審法第45条第1項の規定により却下するのが相当である。

### 4 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、番号6、番号7、番号8の審査請求において、「特定記録」のサービスにより把握している行政文書公開請求書の実施機関到着日と受付印の日付とに齟齬がある、条例第14条第1項の決定期限に遅れるのを回避するために操作しているのではないかと主張する。

郵送で府に到達した行政文書公開請求書は、窓口で受領の後、本庁の府政情報センターにおいて收受の手続(受付印を押印)が行われるところ、文書が到達した事務所や曜日・時刻によって到達と收受が同日でなくとも、特段不自然ではない。

(2) なお、番号6、番号8の決定について、諮問実施機関は、決定期限を2日超過したがこれによって実施機関が行った決定に変更が生じるものではない旨主張しているが、当審査会において確認したところ、いずれも超過していなかった。

### 5 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

### 6 付言

(1) 前記2(2)に示したとおり、番号5の部分公開決定通知書の「公開しないことと決定した部分」欄及び「公開しない理由」欄の記載には、誤りや不十分なところがある。

これらは、対象文書の特定と並んで、請求者にとっての関心事である。実施機関は、このようなことがないように、情報公開事務の執行には慎重を期されたい。

(2) 番号1の公開請求について、実施機関は、行政文書公開請求書の「行政文書の名称等公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」欄の記載内容について、請求者に補正を求めている。これに応じて補正書が提出されたものの、その内容は別表1「公開請求の内容」欄記載のとおりで、実質的には補正がなされたとは言いがたい。

条例解釈運用基準(第7条第6項関係)では、通常補正に要する「相当の期間」を定めて請求者に補正を求めたにもかかわらず、当該期間を徒過しても不備が補正されない場合や補正の意思がないことを確認した場合には、条例上の要件に不備があるとして当該公開請求を却下することができるかとされている。

情報公開制度の適正で効率的な運営の観点から、番号1のような公開請求は却下することも

考えられる。

- (3) 審査請求人による府道美原太子線立体交差化事業関係文書の公開決定等に対する審査請求は、本件を含めてこれまで計27件、当審査会に諮問されている。これは、行政文書公開請求書の「行政文書の名称等公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」欄の記載に不備があることが要因の一つのように思われる。

もとより、実施機関は、「知る権利」の保障という条例制定の理念に基づき、請求者の意向等もよく確認しつつ、適宜行政文書公開請求書の不備の補正を求める等、対象文書の特定が可能になるよう努めることが求められる。しかしながら、必要な補正が行われず対象文書の特定に至らないような場合は、当該公開請求は却下することも考えられる。

- (4) 条例解釈運用基準（第20条第1項第1号関係）では、審査請求が明らかに不適法で却下する場合は、当審査会の答申を得る理由がないことから、審査庁である実施機関は、当審査会に諮問することなく当該審査請求に対する裁決をすることができるとされている。

行政不服審査制度の適正で効率的な運営の観点から、番号6、番号8のような不服申立資格を満たさない審査請求については、上記の対応を検討されたい。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

的場 かおり、西上 治、片桐 直人、島田 佳代子